

岩手沿岸南部広域環境組合職員のサービスの宣誓に関する条例

平成18年 4月21日 条例第12号

改正 令和 2年 3月19日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、管理者又は管理者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名押印してからでなければ、その職務を行ってはならない。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、管理者が定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第2号）

(施行期日)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

⑩